

第4期 令和6年度 事業報告書

(2024年3月1日～2025年2月28日)

公益財団法人 公益事業支援協会

・公益事業内容について

ア 公益活動を行う団体等の設立・運営の支援

民間非営利活動の新たな創出を支援するため以下の相談事業(以下「相談事業」という。)を行った。

(相談事業の内容)

- ① 民間非営利活動の新たな創出を支援するための個人や企業からの一般社団・財団法人等の設立に関する相談
- ② 公益認定を受けるために必要な手続に関する相談
- ③ 公益法人等の公益活動を行っている法人の運営についての相談

(相談事業の具体的な進め方)

- ① 相談は、相談希望者から電話又はメールで相談の申込みを受け、相談員と相談日時、相談の方式を決定する。
- ② 相談の方式は、相談希望者が当法人へ来訪して相談員と対面で行う面談相談と電話相談又はオンライン相談のいずれの方式も可とし、相談時間は1回当たり1時間以内とし、相談料は会員・非会員を問わず何回でも無料で受けることができる。
- ③ 相談員は、当法人の公益法人研究室員(学者・弁護士・公認会計士・税理士・行政書士等資格を有する者又はそれに準ずる者)で公益法人の調査・研究をする専門的知識のある者から理事長が選任する。相談員が相談を担当しても当法人から相談員に対する報酬の支払はない。
- ④ 相談内容の細目・相談員体制

(相談内容の細目)

相談内容は、下のとおり、一般法人の設立、公益認定申請、法人運営、会計、税務相談を中心に、下記の項目について行う。

- a 一般社団法人・一般財団法人の設立及び公益認定申請手続
一般法人を設立した後、公益認定を受けることに関する手続等
 - b 法人運営
 - ・法人運営
社員総会・評議員会・理事会の招集・開催、役員の改選、役員の責任と役割等
 - ・行政庁への手続等
定期提出書類、変更認定・変更認可等各種申請届出等
 - c 会計
 - ・予算書、計算書類等の作成方法
 - ・区分経理と経費・人件費の配賦
 - d 税務
 - ・法人税、消費税等の処理
 - ・個人寄附金の所得控除／税額控除
 - ・法人寄附金の税務
- ⑤ 相談員運営体制は、弁護士・公認会計士・税理士・行政書士その他当法人の研究室員が担当する。
- 相談員は、以下の者で構成される。
- ・千賀 修一(虎ノ門法律経済事務所所長・弁護士・税理士)
 - ・井上 彰(中央大学名誉教授・元大学副学長・公益財団法人公益事業支援協会公益法人 研究室長)
 - ・久留美文朗(公認会計士・内閣府公益認定等委員会に7年間勤務そのうち5年間相談業務を担当)

・出口 正之(国立民族学博物館名誉教授・総合研究大学院大学名誉教授・公益財団法人公益事業支援協会 大阪支部 支部長・元内閣府公益認定等委員会委員(第1期・第2期)・元大阪府公益認定等委員会委員長。有資格者の補助を担当)

・石田 榮仁郎
(近畿大学名誉教授・元同大学法学部長・弁護士・公益財団法人公益事業支援協会 大阪支部 副支部長)

・網中 政機(名城大学名誉教授・元同大学学長・弁護士・公益財団法人公益事業支援協会 名古屋支部 支部長)

・内山 英治(行政書士・社会保険労務士)

・山本 雅也(行政書士)

・横井 俊祐(行政書士)

○令和6年度の事業実績

令和6年度事業概要記載のとおり 18 件の相談があった。また、新たに 6 件の法人について公益認定申請を行い、2 件の法人について公益認定申請準備を進めている。第 3 期より引き続き、当法人の常設の研究室を無料で利用することができるようにし、誰でも読むことができる下記の書籍等を揃えている。

- (1) 公益法人に関する書籍。
- (2) 公益認定申請に必要なマニュアルを作成し備え置く。
- (3) 公益認定を受けようとする法人が一般法人を設立した後公益認定申請をし、公益認定を受けるまでの一切の関係書類。

イ. 公益活動の普及啓発

(ア) 公益活動の普及啓発を推進するためのセミナーを開催(セミナーの参加対象、開催回数等)

- ① 参加対象 公益活動を行いたいと思う個人・法人の役職員その他非営利法人について研究をしたいと思う学者・弁護士・公認会計士・税理士・行政書士その他非営利法人制度について研究したいと思う人。
- ② セミナーの講師 公益活動団体の役職員・学者・弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・行政書士等
- ③ セミナーの参加料は、無料とする。
- ④ セミナーの開催及び会場は理事会において決定する。

○令和6年度の事業実績

令和6年度は実施できなかったが、令和7年度は計5回行う予定である。

(イ) 調査研究事業

公益活動を行う組織の普及啓発を推進するため下記事項の調査研究を行った。

(調査研究内容)

- (1) わが国における公益活動を行っている組織・団体の歴史を調査研究(平安時代から現在に至るまで)
- (2) わが国における公益法人及び非営利法人に関する法制及び運営の研究及び諸外国における非営利法人法制及び運営の調査研究
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律・公益認定法の研究
- (4) わが国における大規模法人と中規模法人、小規模法人を分析し、どのような公益法人がどの規模でどのような公益活動を行っているか調査研究

- (5) 一般法人が公益認定申請をするときに必要な公益認定申請時にどの点に苦勞しそれに対しどう対処しているかについての調査・研究
- (6) 公益法人の合併・解散についての調査・研究
- (7) その他「公益の増進」を推進するために必要な公益法人制度の調査・研究

(研究室の設置)

前記の調査研究をするため当法人内に公益法人研究室を設置する。研究室は以下の構成員により調査研究を行った。

(1) 研究室員

第 1 項の調査・研究をすることについて意欲と専門知識を有する者(学者・弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・行政書士等の資格を有する者又はそれに準ずる者)が研究室の研究室員となって研究する。

(2) 研究員

公益法人制度について調査研究したい者は、資格等要件は設けておらず、当法人の個人会員として入会し誰でも研究員となることができる。研究員は、個人会費を支払う以外費用は不要である。公益法人に関して勉強したいとか、公益法人を設立して公益活動をしたいと思う人は、いつでも研究員になることができる。

(ウ) 出版事業

公益活動を行っている組織・団体の法制及び運営の研究その他「公益の増進」を推進するために必要な公益法人制度に関し公益法人研究室で調査研究した成果を出版した。この出版は、出版社に依頼して出版し、当法人自ら書籍の頒布を行わない。著作権は当法人に帰属し、印税収入は当法人の収入になる。調査研究及び出版物の原稿作成は、いずれも当法人の職員(支部長・副支部長・研究室長・相談員・研究員)が行っているので、全て当法人の給料手当・福利厚生費・交通費などで行う。原稿は、当法人で作し、出版社に交付した後、出版社の

費用で出版する。

○令和6年度の事業実績(調査研究事業・出版事業)

当法人の事業目的である公益事業を行う組織の普及啓発事業を行うため、小規模法人500法人を紹介するガイドブックを、昨年11月に出版した。非売品として公益法人および国会議員、商工会議等に無料で配布し、全国の図書館にも献本した(合計 16,000 冊)。この他にも、助成団体900法人及び大規模法人500法人の作成も進めている。

(エ) 公益活動を行う団体・法人に対する助成

昨年1月に発生した能登半島地震での被災に対して支援するため、当法人が有するその他財産のうち500万円を、特定財産である災害緊急支援基金に寄附したうえで助成を行った。

これらに伴い、以下の規程を新たに作成した。

- ・ 寄附金取扱規程（改訂）
- ・ 基金活用委員会規程（制定）
- ・ 助成金取扱規程（制定）
- ・ 助成金選考委員会規程（制定）
- ・ 助成金対象の選考基準に関する規程（制定）

○令和6年度の事業実績

公益法人の活動を活性化するための助成はまだ行われていないが、能登半島地震により多くの被災者が出たことから、被災地の方を対象に無料相談を行っている下記弁護士会に、下記の金額を寄附した。

- ①金沢弁護士会に 300 万円
- ②富山弁護士会に 100 万円
- ③新潟弁護士会に 100 万円

・財源等

アの相談事業、イのセミナー・調査研究事業、ウの出版事業、エの助成事業のすべて赤字になる。事業に要する費用は、基本財産である株式の配当金及び一般寄付金並びに会員の年会費をあてる。